

政令、法令、通達

全文

エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省

ホルムアルデヒドおよびベンゼンの室内空気質ガイドライン値に関する
2011年12月2日付政令第2011-1727号

NOR : DEVP1116199D

関係対象 : 公共施設の管理者 (ERP)。

目的 : 室内空気におけるホルムアルデヒドおよびベンゼンに関するガイドライン値の定義。

発効 : 本文はその公布の翌日に発効する。

解説 : 2008年8月1日付環境責任関連法により、公共施設における「室内空気質ガイドライン値」の定義付けが義務されている。本政令は、糊、結合剤、樹脂の製造に主に使用される無色ガスであるホルムアルデヒド、および、燃焼現象 (排気ガス、暖炉、タバコ等) を原因とした血液学的効果のある発ガン性物質であるベンゼンについてのものである。ホルムアルデヒドに関するガイドライン値は、長期暴露に関して、2015年1月1日以降は $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2023年1月1日以降は $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ と定められている。ベンゼンに関するガイドライン値は、長期暴露に関して、2013年1月1日以降は $5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2016年1月1日以降は $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ と定められている。

参照 : 本政令によって環境法が修正されたため、Légifrance のウェブサイト

(<http://www.legifrance.gouv.fr>) 上にてこの修正によって生じた編纂を閲覧されたい。

総理大臣は、

エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省の報告により、

環境法、特に第 L.120-1 および L.221-1 項、

2011年5月5日付地方財政委員会 (規格評価諮問機関) の通知、

2011年6月6日付フランス食品・環境・労働衛生安全庁の通知を審査し、

国务院 (土木工事部門) と合意の上、

以下を布告する。

第一項 - 環境法規定部門、第二卷、第二章、第一箇条、第五節、第一小節の後に、以下のように起草された第二小節が加えられる。

第二小節

室内空気のガイドライン値

第 R.221-29.-I.項 - 第 L.221-1 項に記載された室内空気のガイドライン値は、本付録の表のように定められる。

II. - 本章にて「室内空気質ガイドライン値」とは、人体の健康への悪影響を避け、予防し、削減することを目的とし、可能な限り一定の期限で達成すべき、一定の閉じられた空間での室内空気内の汚染物質の定められた濃度レベルを指す。

第 R.221-29.- I.項付録

物質	CHEMICAL ABSTRACTS Service (CAS)	室内空気質ガイドライン値	
ホルムアルデヒド	50-00-0	2015年1月1日以降の長期暴露に関して $30\mu\text{g}/\text{m}^3$	2023年1月1日以降の長期暴露に関して $10\mu\text{g}/\text{m}^3$
ベンゼン	71-43-2	2013年1月1日以降の長期暴露に関して $5\mu\text{g}/\text{m}^3$	2016年1月1日以降の長期暴露に関して $2\mu\text{g}/\text{m}^3$

第二項 — エコロジー・持続可能な開発・運輸・住宅省大臣が、フランス共和国官報に掲載される本政令施行の任務を帯びる。

2011年12月2日付

フランソワ・フィヨン

総理大臣より、
 エコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省大臣
 ナタリー・コシウスコ＝モリゼ